

確認測定：試料空気の採取時間〔8時間濃度基準値〕

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定（確認測定）を実施することが技術上の指針で示されています。

技術上の指針での確認測定の8時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取時間を下記に示しました。

8時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取時間

試料採取時間 *連続する8時間 *分割した8時間	<ul style="list-style-type: none"> 連続する8時間の測定を行い採取した1つの試料か、複数の測定を連続して行って採取した合計8時間分の試料とすることが望ましい。 8時間未満の連続した試料や短時間ランダムサンプリングは望ましくない。
試料採取時間の短縮 *2時間以上	<ul style="list-style-type: none"> 一労働日を通じて労働者がばく露する物質の濃度が比較的均一であり、自動化かつ密閉化された作業という限定的な場面においては、試料採取時間の短縮を行うことは可能である。 この場合、測定されていない時間帯のばく露状況が測定されている時間帯のばく露状況と均一であることを、過去の測定結果や作業工程の観察等によって明らかにする。 試料採取時間は、労働者のばく露の程度が高い時間帯を含めて、少なくとも2時間（8時間の25%）以上とする。 測定されていない時間帯のばく露における濃度は、測定されている時間帯のばく露における濃度と同一であるとみなす。
短時間作業の場合の試料採取時間	<ul style="list-style-type: none"> 短時間作業が断続的に行われる場合や、一労働日における化学物質にばく露する作業を行う時間の合計が8時間未満の場合における8時間濃度基準値と比較するための試料空気の採取時間は、労働者がばく露する作業を行う時間のみとすることができる。

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援